

平成27年度 第2回 高石市都市計画審議会 議事録

【開催日時】 平成27年11月13日（金） 午前10時から開催

【開催場所】 高石市役所 別館3階 多目的ホール

【出席委員】 委員16名中13名の委員が出席され開催いたしました。

日野 泰雄 下村 泰彦 北山 憲
中井 正司 出川 康二 古賀 秀敏
佐藤 一夫 畑中 政昭 大當 重彦（代理：皆川 和徳）
辻野 治彦 東口 正一 藤田 政明
高橋 妙子（以上委員13名）

【欠席委員】 丑野 正仁 清水 明治 合田 房雄

【傍聴者】 2名

【日 程】 付議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（案）（高石市決定）について
報告第1号 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（案）
（大阪府決定）について
報告第2号 南部大阪都市計画公園の変更（案）（高石市決定）について
その他

【確認事項】 市長より、南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（案）（高石市決定）についての付議書が提出された。

【答申事項】 付議に対しては、欠席委員3名を除く委員13名の同意の上、原案のとおり認める答申がなされた。

【質疑応答】

・付議第1号、南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（案）（高石市決定）について

（会 長）確認であるが、買取申し出のあった案件については、現時点で既に生産緑地としての行為制限が解除されているが、追加指定の案件については、この審議会で決定した後追加されるということによいか。

（事務局）その通りである。

（会 長）特にご意見ないようであれば、原案どおりに答申をさせて頂くということによいか。

<全員 異議なし>

（会 長）付議第1号については、原案どおり答申することとする。

・報告第1号、南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（案）（大阪府決定）について

（委 員）2点発言させて頂きたい。

1点目、都市計画区域マスタープラン変更案29ページの都市防災に関する方針について、不燃化対策、土砂災害対策、洪水対策、高潮・津波対策の記載がある。特に高潮・津波対策については、これまで防潮堤や水門等の事業を行ってきたということになっているが、高石においては現在の防潮堤の対策強化だけで本当にいいのかというのが疑問である。防潮堤をもう少し臨海の方へ移動させるとか、あるいは臨海の埋立地の中で、居住地域、陸地に被害を及ぼさないような対策が考えられないのか問題提起をしたい。

2点目が、変更案39ページに記載がある浸水対策についてである。浸水対策としては10年に一度の大雨、時間雨量50ミリ程度を想定して施設を整備することになっているが、近年は50ミリ程度では終わらず時間雨量100ミリを超すという所もある。財政面での問題もあるが、大変な被害も出ており、これで果たして都市防災と言えるのかという問題が残るので、その点についても意見を言わせて頂きたい。

(会 長) お話のあった件に関してはいずれも地域防災計画との関係がある。意見だけということであったが、今の2点について、事務局からコメントはあるか。

(事務局) 臨海地区の防潮堤等の件について、市としては大阪府に要望等を行っているところである。芦田川、王子川の水門等についても、大阪府が耐震化を含めた整備を進める方針であると聞いているが、再度、先ほどの防潮堤の件についても要望したい。また、浸水対策については財政面での問題もあるが、床上浸水等の被害が出ないような形で整備を進めるという方針が出ている。

(会 長) 今回の改定は区域区分についてのみということであった。今回の改定部分以外にも意見を付すことが可能であれば意見を出せばよいと思うので、府が求めている意見は改定部分に限定されるのか、事務局から大阪府へ確認をお願いします。

(委 員) 取石6丁目の区域区分変更については、以前より合意形成が大切であるということを上げてきた。結果的には合意形成ができなかったということだと思うが、状況として、前回報告を受けた内容から変わったところはあるか。

(事務局) 平成22年に保留区域を設定してから、市の主導で勉強会等を開催し、地区計画の案について地元へ提案を行ってきた。合意形成の状況は当時とほぼ変わらない状況であり、現在もほぼ変わっていない。

(委 員) 今報告があったように、結果としては前回とほとんど変化なしということを受けとめるが、前回から今回にかけて、当局としてどういったことを行ってきたのか。

(事務局) 勉強会や説明会、意向調査を実施している。また勉強会等に参加されていない方については個別に説明に上がるなど、そういった形で提案はさせて頂いているが、結果として地元からの同意を得られていないという状況である。

(会 長) 今回設定される保留区域の期限は、平成32年度までということによいか。

(事務局) はい。

(会 長) 市にとっても地域にとっても市街化することが利益になるものであれば、ぜひ進めて頂きたいので、今後の5年に向け、戦略や地元との協議のスケジュールなどをま

た紹介して頂きたい。

本案件については、事務局から本日報告して頂いたので、次回1月の高石市都市計画審議会では諮問して頂き、それについて審議させて頂く。

・報告第2号、南部大阪都市計画公園の変更（案）（高石市決定）について

（委員）高砂公園の廃止については異論のないところであるが、それに代わるものが求められることになる。前回も申し上げたが、既に港湾地区には野球場、キャンプ場、多目的広場、テニスコート、道路を隔てて、市民会館の跡地、図書館の跡地があり、これらをトータルすると面積的には高砂公園と同等になると思われる。事務局の説明では、高砂公園の野球場と広場を、現在の蓮池公園に指定された部分に移設するというので、これも異存はないが、面積的に足りるのか。また、市民会館の跡地、旧図書館の跡地、これらについては売却という市の方針が出されているが、できるだけ費用をかけずに高砂公園を廃止するためには、高砂公園の廃止に伴う代替物件として残す方がよいのではないか。今後検討されることになると思うが、現時点ではどういった考えなのか、お聞かせ頂きたい。

（事務局）高砂公園の廃止に対し、面積的、あるいは機能的な不足分を確保するという点については、蓮池公園の区域を拡大するとともに、都市公園で位置付けられていない公園、緑地を新たに位置付けるということも検討して参りたい。具体的にどうするかについては、現在はまだ検討作業の段階である。

（会長）検討されているというのは、委員から指摘があった方針も含めて、広く検討をされているという理解でよいか。

（事務局）そうです。

（委員）スケジュールについてお聞きしたい。

8月に開催した第1回の審議会で、再提出されたスケジュールによると、来年1月に公園の変更案とみどりの基本計画の改定案を作成し、1月末から2月初旬に開催する第3回の審議会では報告するということであった。

しかし、今回配布されたスケジュールによると、第3回の審議会では、各変更案は

報告されず、そのまま案が確定されたうえで地元説明会、パブリックコメントを実施するとなっている。確定した案は審議会に示して頂けないのか。

(会 長) 変更案について、どのタイミングで審議会が議論できるかということだが、事務局からスケジュールについて再度説明をお願いしたい。

(事務局) 誤解を招いているようなので、訂正と補足をさせて頂きたい。

次回、第3回の審議会では素案の報告を考えている。その際に審議会で見解を頂き、その見解を反映させた後に案を確定する予定である。その後、説明会やパブリックコメントを実施し、来年度第1回目の審議会に都市計画公園変更の付議を行う。また、その際に併せて、確定したみどりの基本計画をご提示させて頂こうと考えている。

(会 長) 今の説明では、まずは27年度第3回の審議会では、みどりの基本計画の改定の素案について、審議会にご報告頂けるということであった。また、そのみどりの基本計画の素案に基づいた、今回の都市計画公園の変更についても、第3回である程度の案をお出し頂けるという理解でよいか。

(事務局) 現在の予定では、次回の審議会では基本的に都市計画公園見直しの案を提示させて頂こうと考えている。みどりの基本計画の案までお示しできるかというのは、少し難しいところもあるが、ご提示できるように努力させて頂く。
また、もし第3回の審議会でご提示できないようであれば、来年度第1回目の審議会の前に、再度、審議会を開かせて頂くということも考えている。

(会 長) 前回の議論では、この都市計画公園の変更の内容を検討する際には方針的なものが必要となるため、先にみどりの基本計画を改定した上で、その考え方に基づいて公園の変更をするということであった。みどりの基本計画については確定した案が出ていなくても、基本的な方針があるということであれば、それでよいと思う。その方針に従い、公園の変更計画について検討し、公園の変更案を出して頂ければ、来年度第1回目の審議会の前に再度審議会を開催しなくてもよいのではないかと。もう一度開催が必要かどうかは、第3回の審議会でも議論したうえで、意見の集約が難しい状況になった場合に必要になると思う。
次回、第3回の審議会では、少なくともみどりの基本計画の基本的な考え方、方針のようなものと、それに基づき公園の見直しの内容を報告して頂きたい。
みどりの基本計画の進捗状況について、何かコメントはあるか。

(事務局) 現在、現況調査や分析、アンケートの調査等を実施している最中である。資料等、目に見えるような形で確認できるような段階ではないが、業務の進捗としては、予定範囲内で作業している。

(委員) 蓮池公園用地の現状はどうなっているのか。

(事務局) 現状としては、農地、耕作放棄地、野球場のグラウンド等になっている。

(委員) 本日の報告第1号であった保留区域について市街化が進むということについても、今回の蓮池公園を整備することについても、農地が減ることになる。公園を整備することで農業への影響がどれぐらい出るのか、収穫高がどれぐらい減少するのかをお示し頂きたい。

(事務局) 農作物の収穫高については把握していないが、農地の面積についてはみどりの基本計画の改定に伴い現在調査をしており、今後お示しできる。

(委員) 次回の報告の際で構わないので、経済課に確認し、収穫高についても報告して頂きたい。

(事務局) 経済課農水振興室にも確認した上で、報告させて頂く。

(会長) 農業委員会において農業に関する方針があるのであれば、それを踏まえた上で、みどりの基本計画の改定について検証を行った方がよい。農業委員会との協議が必要であるなら行っておいてください。

(委員) 全国的な傾向として、みどりの基本計画の見直しがそろそろ終わったところや、まだ終わってないところ、色々あるというのが現状である。

都市計画公園として決定すると、その区域には高い建物を建てるのが制限され、市街化を進めることに対しては逆の効果が発生する。逆に言うと、市街化させないという効果が発生することになるため、計画決定については見直しを進めるというのが全国的な傾向である。

最近では構造物やインターチェンジ上の緑化についても都市公園の面積としてカウントできる事例が出てきているので、みどりの基本計画についても、新たな視点を盛り込みながら、見直しを進める必要がある。

また、本日の報告第1号であった都市計画区域マスタープランの話になるが、大阪府の河川が堤内に溢れても、床上浸水が発生しない程度のオーバーフローであれば許容範囲ではないかという河川改修案がある。今後の見直しの際には、修正されることもあると思う。

(会 長) 災害を完全に防ぐことは難しいため、近年ではできるだけ災害を少なくするような減災の仕組みについての検討が進められている。平成32年度の都市計画区域マスタープラン改定時には、浸水対策について、堤内貯留といったような治水方法への変更があるかもしれない。

また、10年程前から、工事未着手のまま長期に制限をかけ続けている都市計画道路については、大阪府から都市計画道路の見直しを勧められていたと思う。人口減少などの世情変化もあるため、みどりの基本計画についても見直しを行えばよい。次回、基本的な考え方を提示して頂き、審議会で議論したい。

【午前11時50分閉会】